

広島地方最低賃金審議会

令和2年度第4回広島県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年8月21日(金) 9時00分～9時20分		
開始場所	広島合同庁舎2号館5階 特別会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県最低賃金の改正決定について 前回の専門部会の審議経過について事務局から説明を行った後、審議が行われた。 部会長が広島県最低賃金は現行どおりとするという公益案を示し、「新型コロナウイルス感染拡大により、例年にない企業の倒産、自主廃業が増加するなど、急激に悪化する中で広島県の労働者、企業全体に影響を及ぼす地域別最低賃金改正については、慎重に判断せざるを得ない。現行を維持とする事が雇用の維持、企業の存続にも繋がると判断した。」旨を述べた後に採決した結果、公益委員及び使用者側委員全員賛成、労働者側委員全員反対で採択され、事務局に部会長報告案の作成を指示した。 事務局において「広島県最低賃金は現行どおりとする」旨及び予め部会長より指示のあった公益委員作成の「広島県経済全体の生産性向上や取引関係の適正化など賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引き上げを目指す事が社会的に求められている事を踏まえ、今年度以降も公労使は引き続き誠実に議論を行うものとする。」旨の付帯文を付した報告案を作成、配付の後、内容を読み上げた。 部会長は、報告案について各側に意見を求めたところ発言がなかったため、これを第530回広島地方最低賃金審議会へ報告することとして、各委員に対して謝辞を述べ、本専門部会を閉会した。			